

携帯電話不正利用防止法改正への 対応検討について

2026年7月9日
一般社団法人電気通信事業者協会

1. 携帯電話不正利用防止法改正への対応検討

データ通信専用SIM本人確認義務の対象

- SMS機能付きデータ通信専用SIMを対象とすることに賛同
- 不特定多数へのSMS送受信が技術的に制限されるデータ通信専用SIMについては、不正利用のおそれと低いと考えられることから、本人確認義務の対象外とすることを要望 (IoT機器等の制御・監視、子ども・高齢者の安全管理(みまもり) 等)

【不特定多数へのSMS送受信の技術的制限例】

- SMS送信先電話番号数を制限
- 閉域網による通信利用
- IoT機器や特定サーバ等の機器同士の通信利用
- SIM差替による通信利用を制限

携帯通信役務等の提供を拒むことができる回線数

- TCA自主基準として個人契約における音声SIMの上限契約回線数を原則5台に制限
- 個人契約において役務等の提供を拒むことができる回線数の閾値について、TCA自主基準を参考に 音声SIM/SMS機能付きデータ通信専用SIMそれぞれ5回線とすることが適切と考える

2. 携帯電話不正利用防止法改正への対応検討

法人の契約担当者等(代表者等)の権限・地位確認

- 権限・地位確認の具体的方法、名刺・社員証取扱い不可の方針は、一定の合理性があるとする
- 契約担当者が前回契約時と同一と確認された場合は、権限・地位確認を省略可とすることを要望

※追加回線契約時の本人確認について、法人は本人確認記録との照合による確認が可能である一方、契約担当者は書類等での確認が再度必要となる点、法人及び携帯電話事業者双方にとって負担

